

答 申 第 708 号
平成 30 年 9 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 8 月 28 日付け神戸参市第 228 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る
意見送信フォームの設置について
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 神戸市民に対して意見募集（パブリックコメント）を行うに当たり、神戸市ホームページ上の意見募集のページに意見送信フォームを設置することは、市民による意見提出機会の拡大に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る
意見送信フォームの設置について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

【意見提出者の属性把握のための項目】

- ・住所（但し、神戸市に居住する者以外で、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の事務所又は事業所を有する者、市内の学校に在学する者は、事務所若しくは事業者又は学校の所在地）
- ・氏名

【意見】

- ・政策案等についての意見